

様式4 (契約内容の公表)

令和5年度発注工事の契約内容

公表年月日	令和5年7月1日
所属名	東総広域水道企業団浄水課

契約業者名 住 所	工事等の名称	工事の場所	種別	工事期間	工事の概要	契約金額
月島テクノメンテサー ビス株式会社千葉支店 千葉市中央区弁天一丁 目15番3号	沈でん池クラリファイ ヤー(No.2)修繕工事	香取郡東庄町笹川ろ1 番地	機械器 具設置	R5.06.16から R6.01.31まで	沈でん池クラリファイヤー(No.2)修繕工 事 1式	13,640,000円
株式会社明電エンジニ アリング東関東支店 千葉市中央区末広四丁 目15番2号	電気及び計装設備修繕 工事	香取郡東庄町笹川ろ1 番地他7箇所	電気	R5.06.28から R6.03.22まで	電気及び計装設備修繕工事 1式	25,850,000円

様式5 (随意契約)

随 意 契 約 に つ い て

公表年月日	令和5年7月1日
所属名	東総広域水道企業団浄水課

契約業者名・住所	月島テクノメンテサービス株式会社千葉支店・千葉市中央区弁天一丁目15番3号
工事等の名称	沈でん池クラリファイヤー(No.2)修繕工事
工事の場所	香取郡東庄町笹川ろ1番地
種別	機械器具設置工事
工事期間	令和5年6月16日から令和6年1月31日まで
工事の概要	沈でん池クラリファイヤー(No.2)修繕工事 1式
随意契約の理由	本工事の実施に当たっては、当該設備が月島機械株式会社独自の設計に基づき製作されたものであることから、設備の構造及び構成に熟知した者以外に施工させた場合、設備の正常な運用に著しい支障を生じる恐れがあると判断されるため、当該設備の設計・製造業者である月島機械株式会社から技術的支援の担保を受けている上記業者と随意契約したものである。(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定による。)

様式5 (随意契約)

随 意 契 約 に つ い て

公表年月日	令和5年7月1日
所属名	東総広域水道企業団浄水課

契約業者名・住所	株式会社明電エンジニアリング東関東支店・千葉市中央区末広四丁目15番2号
工事等の名称	電気及び計装設備修繕工事
工事の場所	香取郡東庄町笹川ろ1番地他7箇所
種別	電気工事
工事期間	令和5年6月28日から令和6年3月22日まで
工事の概要	電気及び計装設備修繕工事 1式
随意契約の理由	本工事の実施に当たっては、当該設備が製造業者独自の設計に基づき製作されたもので、当該設備の設計・製造業者である株式会社明電舎がメンテナンス業者として指定する上記の者以外に施工させた場合、保証を受けられず、緊急時等に迅速な対応が図れないなど当該設備の正常な運用に著しい支障が生じる恐れがあるため、上記業者と随意契約したものである。（地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定による。）